

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第12回）議事概要

1 日時

平成23年5月20日（金）午後3時から午後5時10分まで

2 場所

最高裁判所図書館特別研究室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，岩橋義明，内田伸子，小野正典，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），
龍岡資晃，榊井成夫

（オブザーバー）

河合健司（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

山崎敏充事務総長，植村稔刑事局長，菅野雅之審議官

4 進行

(1) 河合オブザーバーあいさつ

懇談会の開催に当たり，新たに参加することとなった河合オブザーバーから，
あいさつがあった。

(2) 裁判員裁判の実施状況等について

ア 統計データについて

植村刑事局長から，資料2に基づき，平成21年5月21日から平成23
年3月末までの裁判員裁判の実施状況についての報告がされた。

（酒巻委員）

表9のうち，自白事件の公判前整理手続期間について，過去3か月間の
推移をみると，4.6月でほぼ一定しているとのことであるが，自白事件
であることを考えるとやや長い。様々な要因が考えられるが，自白事件の
公判前整理手続期間が必要以上に長期化しないよう，今後も注意が必要で

あろう。

(植村刑事局長)

裁判員制度施行から2年が経過し、自白事件であっても、追起訴が続いた事件など公判前整理手続に比較的長い時間を要する事件が終局し始めたことも影響しているのではないかと考えられるが、自白事件も含め、公判前整理手続期間の動向については今後とも注視していきたい。

イ 震災対応について

植村刑事局長から、被災地域を管轄する仙台地裁、福島地裁（本庁及び郡山支部）及び盛岡地裁における裁判員裁判の状況についての説明がされた。

(小野委員)

裁判体は、被災地域の方々に、くじで裁判員候補者に選ばれたとしても、当面、呼出状を送付しない措置を採る方針であると聞いているが、仙台弁護士会及び岩手弁護士会では、このような方針に反対する旨の意見書を裁判所に提出していることを紹介しておく。

(植村刑事局長)

被災地域では交通網が寸断され、郵便の配達や裁判所への来庁が著しく困難であるところもあるため、裁判体としては、6か月を目安に被災地域には呼出状を送付しない措置を採る方針とのことである。このような事態を想定した明文の規定はないものの、辞退制度が設けられていること等、裁判員に過度の負担をかけないという裁判員制度全体の趣旨に基づき、辞退の意思を表明することや裁判所に来庁すること自体が著しく困難な地域に住所を有する方々について、緊急の措置として、裁判体の判断で、実質的にみて辞退があった場合と同様に、呼出状を送付しない措置を採ることとしたと聞いている。

(椎橋座長)

6か月経過後の取扱いは、その間の状況を見て判断するのか。

(植村刑事局長)

その後の取扱いについては、被災地域の状況等を十分に考慮して判断することになるのではないかと。また、仙台弁護士会及び岩手弁護士会から反対する旨の意見が表明されたことは承知しているが、裁判体としては、個々の事件で選任された弁護人の理解を得ながら手続を進めていきたいとのことであり、この点について、異論のある弁護人については、訴訟手続内で主張していただく方針と聞いている。

(酒巻委員)

弁護士会から反対意見が表明されているとのことであるが、被災地域の現状を考えると、このような措置を採ることはまことに適切である。そもそも、呼出状が裁判員候補者に届かない場合にはどうなるのか。

(植村刑事局長)

最終的には裁判所へ呼出状が返送されることになるが、郵便機関は、被災者の避難場所を調査するなどして可能な限り郵便物を配達するような取扱いを行っており、その点も考慮して呼出状を送付しない措置を採ることにしたようである。

(榎井委員)

このような措置に対して、日弁連としては、何らかの対応を行っているのか。

(小野委員)

日弁連の事務総長において、このような状態なのでやむを得ないが、立法措置を講じることが望ましいという趣旨の意見を表明している。もっとも、具体的な立法案は検討してはいない。

(椎橋座長)

立法措置を講じることが立法技術的にも難しいのではないかと。今回は、緊急の措置として運用上呼出状を送付しないこととし、6か月程度が経過した

段階で再び取扱いを検討することも許されるのではないか。ちなみに、呼出状を送付しない措置を講じることについて、被災地域の住民等から苦情等があったか。

(植村刑事局長)

そのような報告はない。なお、県からは、配慮を歓迎する意見を頂いたと聞いている。

ウ 特別資料について

植村刑事局長から、資料3及び4に基づき、裁判員裁判における量刑及び求刑の分布についての報告がされるとともに、資料5に基づき、裁判員裁判における保釈及び控訴の状況についての報告がされた。

○ 量刑及び求刑の分布について

(小野委員)

いまだ終局した事件数が多くないので、断定的な傾向を軽々に述べることはできないだろう。資料3の量刑分布によれば、強姦致傷罪は、裁判員制度施行後、量刑が重くなっている印象を受けるものの、資料4の求刑分布をみると、裁判員裁判では同罪について重い求刑も増加しているので、同罪の量刑が重くなったと即断することはできないだろう。また、覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)については、資料3の量刑分布によれば、量刑のピークが裁判官裁判と同様、7年超9年以下にあるものの、量刑の集中度は裁判官裁判よりも高まっており、資料4の求刑分布によれば、求刑のピークの集中度も11年超13年以下の部分で高まっているため、それが量刑の集中度に影響している可能性もあるという印象を受けた。

(今田委員)

たしかに終局した事件数は限られているが、求刑分布は、裁判官裁判当時とそれほど変わっていないようであるから、性犯罪など特定の犯罪については量刑が重くなっているといえないか。また、性犯罪など特定の犯罪につい

て量刑のピークが重い方にスライドしているのだとすれば、その事実をどのように解釈し分析すればよいのか。裁判員は特定の犯罪における従前の量刑が軽かったと判断している、と解釈してよいのか。資料3及び4は、実務感覚に照らして、意外な結果として受け止められるものなのか。

(河合オブザーバー)

小野委員の指摘どおり、いまだ終局した事件数が限られているため、確定的な傾向分析はできないというべきであろう。ただ、個人的には、裁判員制度の施行後、一概に量刑が重くなったという感覚はないが、量刑の幅が広がったとは感じている。

(内田委員)

終局した事件数が限られているので、個々の事件の具体的事情が量刑分布に影響している可能性がある。

(岩橋委員)

裁判員制度の施行後、量刑が重くなったというより、量刑の幅が広がったのではないかと、という河合オブザーバーの感覚については、同感である。

(榊井委員)

裁判員制度の施行に伴い、検察庁において、求刑の在り方を変更しているのか。

(岩橋委員)

検察庁として求刑の在り方を変更したことはなく、むしろ、各検察官には、裁判員裁判だからといってこれまでの求刑の在り方を変えることがないよう指導している。検察庁としては、個々の事案における事実関係を的確に把握した上、裁判員が納得できる求刑を行うよう心がけている。

(植村刑事局長)

終局した事件数は限られているものの、強姦致傷罪については、求刑がそれほど変わっていないのに判決の量刑のピークが重い方にスライドしている

ことからすれば、今田委員が指摘されたとおりののではないか。

○ 保釈の状況について

(榊井委員)

資料5の表1によれば、裁判員制度施行後、保釈率は上昇しており、判決で実刑となった者の保釈率も上昇しているが、このうち、保釈請求に対して保釈が認められた人員の割合はどの程度か。

(植村刑事局長)

約7割である。

(榊井委員)

そのような高い割合で保釈が認められているのであれば、もはや人質司法などという批判は当たらないと考えてよいのではないか。

(小野委員)

国選弁護事件ではそもそも保釈請求ができない事件も相当数あるため、現時点で、もはや人質司法と呼べなくなったとまで即断することはできないが、保釈率の上昇は、弁護士会がかねてより重要性を強調してきたところであるから、裁判員制度の施行に伴い保釈率に有意な差が生じていることは、大変貴重なデータである。

(榊井委員)

国選弁護事件では保釈請求ができない事件も相当数あるとのことであるが、保釈保証金が準備できないために保釈請求ができないということか。

(小野委員)

もちろん、事案の性質上保釈請求ができない事件もあるが、保釈保証金が準備できないために保釈請求ができない事件も相当数ある。保釈請求をすると高い割合で保釈が認められることになれば、弁護人の意識が変化するとともに、保釈保証制度の整備等も進み、より一層保釈が認められやすくなるのではないかと思われる。

(龍岡委員)

保釈が刑事手続のどの段階で認められているのかについても関心がある。
公判前整理手続の段階でも保釈されているのか。

(河合オブザーバー)

実務感覚としては、おおむね2つの段階で保釈が認められている。1つは、公判前整理手続において争点及び証拠の整理が終了した段階であり、もう1つは、第1回公判期日が終了した段階である。

(小野委員)

私の実務感覚でも、争点及び証拠の整理が終了すれば、公判前整理手続が終了する前であっても保釈が認められるようになっている。

(龍岡委員)

公判前整理手続期間の長期化に伴い保釈は重要な関心事項となるが、保釈は弾力的に運用されつつあり、公判前整理手続期間中に必ずしも被告人の身柄拘束が延々と続いているわけでもない、と理解してよいか。

(小野委員)

保釈は弾力的に運用されつつあるとあって差し支えないだろう。

○ 控訴の状況について

(酒巻委員)

資料5の表3によると、裁判員制度の施行後、検察官による控訴の申立てが激減しているが、何か理由があるのか。

(岩橋委員)

検察庁では、裁判員制度の施行後、裁判員裁判による第一審判決を尊重するというスタンスから、控訴申立ての是非については慎重に判断しており、特に量刑不当を理由とする控訴の申立てはかなり減少している。

(3) 裁判員等に対するアンケート結果等について

ア 平成22年度の裁判員等経験者に対するアンケート調査結果について

植村刑事局長から、資料6に基づき、平成22年度の裁判員等経験者に対するアンケート調査結果についての報告がされた。

(酒巻委員)

「審理内容の理解のしやすさ」に占める「理解しやすかった」の割合や、「法廷での説明等のわかりやすさ」に占める「わかりやすかった」の割合が、否認事件だけではなく、自白事件においてすら昨年の調査結果より低下しているとのことであるが、自白事件について、審理の内容が理解しにくいとか、法廷での説明がわかりにくいという事態は、なかなか理解しがたい。このような結果になったのはなぜだろうか。

(今田委員)

昨年の調査と今年の調査とでは、対象事件の内容が異なるのではないか。例えば、今年は困難な事件が増えたのではないか。

(酒巻委員)

たしかに事件の内容が難しくなったことも一因として考えられるが、自白事件における公判前整理手続期間が4.6月を要していることを考えると、公判前整理手続における争点及び証拠の整理が、細かい部分についてまで行われていることも一因として考えられるのではないか。

(龍岡委員)

自白事件であっても量刑判断が難しい事件が増えている可能性も、一因として考えられるのではないか。

(榎井委員)

自白事件について、検察官の「法廷での説明等のわかりやすさ」に占める「わかりやすかった」の割合が、昨年の調査結果より9.6ポイントも低下したとのことであるが、書面を利用した主張・立証が増えたため、検察官の主張・立証が裁判員にとって分かりにくくなっているのではないか。

(岩橋委員)

原因の特定は困難であるものの、たしかに、事件によっては、詳細な内容の書面を利用した主張・立証が増えたため、検察官の主張・立証が裁判員に分かりにくくなっている可能性もあるので、今後は、事件に応じたメリハリのある主張・立証を行うよう努めたい。他方、自白事件であるにもかかわらず、争点及び証拠の整理が詳細に行われる事件もあり、その結果、裁判員にとって争点等が分かりにくくなっている可能性も否定できないのではないか。その背景としては、裁判員制度の施行から2年近く経過したことにより、法曹三者の意識が緩み、精密司法への揺り戻しが生じているのではないか。

(龍岡委員)

充実した争点整理を行うためには、裁判所による適切な訴訟指揮が必要であるが、その点はどうか。

(岩橋委員)

裁判所によっては、自白事件であっても、細密な争点整理を行っているようである。

(龍岡委員)

検察官による詳細な冒頭陳述がされるのは、公判前整理手続で細密な争点整理が行われた結果を反映している側面もあろう。公判前整理手続が必要以上に細密化することは、公判前整理手続の本来の目的や裁判員の理解のしやすさという観点から問題である。岩橋委員から精密司法への揺り戻しが生じているのではないかとの発言があったが、その原因はどこにあるのか。例えば、検察官としては、立証責任に対する不安感があるのか。

(岩橋委員)

公判前整理手続が細密化していることのほか、裁判員から検察官の証拠が不足していたと指摘されるのを避けたい、という意識が検察官に働いていることも考えられる。

(河合オブザーバー)

裁判員制度の施行当初は、法曹三者とも、見て聞いて分かる裁判という裁判員法の趣旨・理念を踏まえ、法廷での分かりやすい主張・立証を心掛けていたが、法曹三者の意識改革が必ずしも十分ではなく、時の経過とともに、精密司法的思考へと逆戻りしつつあるのかもしれない。今回の調査結果を検討し、更なる意識改革を図るべきであろう。

(椎橋座長)

弁護士会としては、今回の調査結果をどのように受け止めているのか。

(小野委員)

弁護人の「法廷での説明等のわかりやすさ」に占める「わかりやすかった」の割合は、昨年の調査結果より更に低下しており、深刻な事態と受け止めている。特に、自白事件における弁護活動が不十分ではないかと分析している。精密司法への揺り戻しが生じているとの指摘があったが、そのようなことがないように、弁護人側においても現状把握と弁護活動の再検討を行い、改めて原点に立ち返りたい。

(内田委員)

今回の調査結果においても、法廷での説明等の分かりやすさについては、検察官と弁護人との間で「わかりやすかった」の割合に差があるが、裁判員裁判を傍聴した経験を踏まえると、一方当事者である検察官の主張・立証が分かりやすい反面、他方当事者である弁護人の主張・立証が分かりにくいことから生じる、いわば対比効果の影響があるのかもしれない。また、裁判員の中には、分かりやすさに対する要求水準が高く、少しでも分かりにくいと感じると厳しい評価を付ける人もいるのではないかとと思われる。

(椎橋座長)

今回の調査結果を踏まえ、法曹三者がそれぞれ裁判員制度の趣旨・理念を再確認することを期待したいが、法曹三者で協議を行う機会はあるのか。

(小野委員)

各庁において定期的に裁判員裁判に関する協議会が開催されているほか、事件担当者等が具体的な事件を題材として意見交換を行う機会も設けられているようである。

(河合オブザーバー)

東京地裁でも、具体的事件を題材とする意見交換会が行われている。今回の調査結果を踏まえ、より充実した意見交換ができるよう努めたい。

(榊井委員)

精密司法への郷愁ともいうべき事態が生じているように思われるので、法曹三者とも核心司法へ向けた更なる意識改革が必要である。手続の主宰者である裁判官は、特に率先して意識改革するよう、期待したい。

(椎橋座長)

来年は裁判員制度の施行から3年を迎え、裁判員制度の見直しの時期となる。次回はアンケート結果が改善するよう、法曹三者の今後の取組に期待したい。

イ 裁判員候補者に対するアンケート書式の変更について

植村刑事局長から、裁判員候補者に対するアンケート書式の変更について、次の説明がされた。すなわち、裁判員候補者については、その回答の負担を軽減するとともに、回答及び集計がより効率的に行われるようにするため、これまでの回答結果を踏まえ、調査の目的がほぼ達成された質問項目を削除し、また、類型的な回答が多数を占める質問項目については自由記載方式を選択方式に改めるなど、質問の仕方を合理的にする方向で変更を検討していることが説明された。

(4) 裁判員制度の運用に関する国民一般の意識調査の結果について

植村刑事局長から、資料7に基づき、第2回目の裁判員制度の運用に関する国民一般の意識調査結果についての報告がされた。

(今田委員)

前回調査よりも参加意欲が低下しているのは、やや残念である。

(酒巻委員)

たしかに参加意欲は低下しているが、その原因としては、今回の調査期間の直前である平成22年11月から12月にかけて、求刑の重い事件や犯人と被告人との同一性が深刻に争われるような事実認定の難しい事件について裁判員裁判が相当数実施された影響が考えられるほか、報道等を通じて裁判員制度に対する真の理解が進めば進むほど、国民は裁判員の責任の重さを理解し、参加意欲が低下するとも考えられるから、今回の調査結果を過剰に受け止める必要はないのではないか。

(内田委員)

同感である。また、資料7の51頁に掲載されたレーダー図（制度開始前・実施への期待・実施後の変化）によれば、現在実施されている裁判員制度の印象については、全体にバランスの良い円満な形を示しているといえよう。

(今田委員)

資料6の裁判員候補者に対するアンケート結果において、裁判員に選ばれなかったことについて不満であるとの回答がみられるように、積極的な参加意欲を有している人もいる一方で、国民全体としてみると、裁判員裁判への参加に消極的な人も多いというのが実態であろう。

(龍岡委員)

参加意欲は全体としてみると低下したが、若い世代の参加意欲が高い点は、大変良いことである。

(今田委員)

同感である。

(内田委員)

私も同感である。若い世代の参加意欲が高い点は、今後のことを考えると大変好ましいことである。

(今田委員)

若い世代は、選挙での投票には消極的であるのに、裁判員裁判への参加については積極的であるというのは意外であるし、逆に、高齢者の参加意欲が低い点も意外である。

(小野委員)

明確な原因の特定は困難であるが、我が国の人口構成を反映して、高齢者は回答数が多いので、その影響が一応考えられるのではないかと。

(酒巻委員)

今回の調査結果は、どのような形で国民に周知されるのか。

(植村刑事局長)

報道機関や日弁連、法テラスなどの関係機関に調査結果報告書を配布し、また、裁判所の裁判員制度ウェブサイトにも調査結果を掲載している。

(内田委員)

大学で教鞭を執る立場からみると、裁判員裁判に対する学生の意識は高いと感じる。また、今回の調査結果は、国民のモラルが司法手続に参加可能な程度に高くなっていることを示しているのではないかと感想を持った。

5 今後の予定について

委員の意見を踏まえ、次回の懇談会は本年9月中旬ごろに開催することとし、具体的な日程については追って調整することとされた。

(以上)